

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

高知県教育委員会規則	ページ
◎学校教育法施行細則の一部を改正する規則	1
◎公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則	2
◎高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則	2
◎高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	3
◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	3
◎教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則	3
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令	7

## 教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

### 高知県教育委員会規則第12号

#### 学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和29年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 高知県学校教育法施行細則

目次中

「第3章 中学校（第14条）」

を

「第3章 中学校（第14条）」

第3章の2 義務教育学校（第14条の2）」

に改める。

第1条第1項ただし書中「負う者の」を「負う者が」に、「を除く」を「の添付を省略する」に改め、同項第6号中「四隣の」を「四隣との」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第2

項」に、「前項」を「前項の規定」に改める。

第3条中「第1条」を「第1条の規定」に改める。

第5条第1項中「申請」を「申請又は届出」に、「別記第2号様式の」を「別記第2号様式による」に改め、同条第2項中「申請」を「申請又は届出」に改め、同条第3項中「の認可の申請」を「についての認可の申請又は届出」に、「別記第3号様式の」を「別記第3号様式による」に改める。

第6条中「第1条」を「第1条の規定」に改める。

第7条中「小学部、中学部、高等部又は幼稚部」を「幼稚部、小学部、中学部又は高等部」に、「申請」を「申請又は届出」に、「第1条」を「第1条の規定」に改める。

第14条の見出し中「中学校への」を削り、同条中「第11条から第13条まで」を「前3条」に、「中学校に」を「中学校について」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

#### 第3章の2 義務教育学校

（準用）

第14条の2 第11条から第13条までの規定は、義務教育学校について準用する。

第15条中「第1章第3節」を「第1章第3節に定めるところ」に改める。

第16条中「により通知するものとする」を「による特別支援学校就学該当者調査によるものとする」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第16条関係）

特別支援学校就学該当者調書

教育委員会



		作成年月日	年 月 日		
児童又は生徒	ふりがな 氏名等	年 月 日生（男・女）			
	現住所				
保護者	ふりがな 氏名等	続柄（ ）			
	現住所	郵便番号	電話番号		
就学状況		市 町立 村	小 中 義務教育	第 卒業 学年在学 就学前	
就学の猶予又は免除の記録					
障害	種別	1 視覚障害      2 聴覚障害      3 知的障害 4 肢体不自由      5 病弱・虚弱			
	病名、程度等				
検査の記録	種別	名称	結果	検査年月日	検査者
障害と関係があるとみられる生育歴、既往歴等					
性格、行動等の特徴					
入学についての保護者の意向					
教育委員会の総合所見					

注 「障害」の「種別」欄は、該当するものの番号を◎で囲んでください。また、障害が重複しているときは、主たる障害の番号を◎で、他の該当障害の番号を○で囲んでください。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第13号

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則（昭和34年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基き、公立義務教育諸学校（以下）」を「基づき、公立の義務教育諸学校（次条において）」に改める。

第2条第2項の表中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）」に、「中学校（）」を「中学校（義務教育学校の後期課程及び）」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第14号

高知県児童生徒表彰規則の一部を改正する規則

高知県児童生徒表彰規則（平成11年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第15号

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「中学校（）」を「中学校（義務教育学校の後期

課程及び」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第16号**

**公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成20年高知県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第17号**

**指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則**

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、中学校」を「、中学校、義務教育学校」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会規則第18号**

**教員免許更新制に関する規則の一部を改正する規則**

教育免許更新制に関する規則（平成21年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

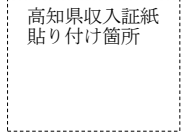
第2条第2項第2号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」

に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式**（第6条関係）



有効期間更新申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、免許状更新講習の課程を修了したことによる免許状の有効期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日 年 月 日	授与権者 教育委員会	免許状に記載の 氏名	免許状に記載の 本籍地（都 道府県名）

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了（履修）年月日 年 月 日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

(1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則第61条の10に規定する有効期間の更新等に係る証明書

(2) 教育職員免許法第7条第4項の証明書（免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。）

2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に

裏面に記入してください。

3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものの全てを○で囲んでください。）。

4 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄、「修了（履修）年月日」欄及び「対象免許種」欄にそれぞれ記入してください。

5 記入内容に誤りがあった場合は、免許状の有効期間の更新がされないことがあります。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

**第4号様式**（第8条関係）

高知県収入証紙  
貼り付け箇所

更新講習修了確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）  
住所  
勤務（予定）校・機関  
職名  
フリガナ  
氏 名

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地（都道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
必修領域		年 月 日	
選択必修領域		年 月 日	教・養・栄
選択領域		年 月 日	教・養・栄
		年 月 日	教・養・栄

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第3条第1項の証明書（免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。）

- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 2欄の「対象免許種」欄は、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習の場合は「教」を、養護教諭免許状に対応する講習の場合は「養」を、栄養教諭免許状に対応する講習の場合は「栄」を○で囲んでください（複数あるときは、該当するものの全てを○で囲んでください。）。
- 4 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄、「修了（履修）年月日」欄及び「対象免許種」欄にそれぞれ記入してください。
- 5 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認がされないことがあります。

第5号様式（第9条関係）

高知県収入証紙  
貼り付け箇所

修了確認期限経過後の期間内確認申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 本籍地（都道府県名）

住所

勤務（予定）校・機関

職名

フリガナ

氏 名

Ⓜ

年 月 日生

電話番号

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、同号に規定する確認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 有する免許状の種類等

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地（都道府県名）
		年 月 日	教育委員会		

2 修了し、又は履修した免許状更新講習

領域	開設者	修了（履修）年月日
必修領域		年 月 日
選択必修領域		年 月 日
選択領域		年 月 日
		年 月 日

注 1 次の書類を添えてください。

- (1) 免許状の写し、免許状授与証明書又は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第15条の規定による証明書
- (2) 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第3条第1項の証明書（免許状更新講習の開設者が直接高知県教育委員会に送付する場合は、添える必要はありません。）

- 2 免許状について1欄に全てを記入することができないときは、その免許状について、同様に裏面に記入してください。
- 3 平成28年3月31日以前に、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「必修領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を修了し、又は履修した場合は2欄の「選択領域」の項の「開設者」欄及び「修了（履修）年月日」欄にそれぞれ記入してください。
- 4 記入内容に誤りがあった場合は、更新講習修了確認期限経過後の期間内確認がされないことがあります。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**教育委員会訓令****高知県教育委員会訓令第7号**

教育委員会事務局  
各 教 育 機 関

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

**高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部を改正する訓令**

高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程（昭和61年8月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「及び面接指導等（法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9の必要な措置をいう。）の実施並びにこれらの」を「の実施及びその」に改め、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

（2） 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9の必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

（3） 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

**附 則**

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。